

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	31	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。 ・特例措置の内容 適用期限を2年間延長する。 		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 租税特別措置法第42条の6、第52条の2、第68条の11 </div>		
減収見込額	[初年度] - (▲23,900の内数) [平年度] - (▲23,900の内数) [改正増減収額] -		
(单位：百万円)			
要望理由	<p>(1) 政策目的 中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。中小企業の設備投資を促進し、成長の底上げに不可欠な設備やIT化等への投資の加速化や生産性の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 昨今の中小企業の業況は持ち直しつつあり、改善傾向にあるものの、景況感は業種や地域によってばらつきが見られ、経済の先行きの不透明さから設備投資に力強さが欠けているところである。大企業と比して財務基盤が脆弱な中小企業においては、積極的な事業展開への意欲や技術力等を有していても、十分な資金を充当できず機動的な設備投資等に遅れが生じる可能性がある。他方、中小企業は我が国の雇用・産業創出の原動力であり、意欲ある中小企業の設備投資を促進し、生産性の向上等を図っていくことが、我が国経済の持続的な成長のために重要な課題である。 また、近年少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等、中小企業を取り巻く厳しい事業環境を乗り越えるためにも、中小企業の設備投資を支援し、生産性の向上を図ることが「生産性革命」実現のためには不可欠。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営革新・創業促進
合理性	政策の達成目標	<p>中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。</p> <p>具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目指とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（2 年間）
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。

政策目標の
達成状況

中小企業の業況は持ち直しつつあるが、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は減少・横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。

年・期		設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断DI	
20年	I	71	年間	26.0	年間	2	年間
	II	71.8	平均値	25.0	平均値	4	平均値
	III	71.9		26.1		5	
	IV	68.4		20.8	22.9	9	5
21年	I	64.8	年間	19.0	年間	18	年間
	II	62.2	平均値	19.5	平均値	20	平均値
	III	55.8		19.1		19	
	IV	52.5		58.8	20.7	17	18.5
22年	I	51.1	年間	21.2	年間	13	年間
	II	51.1	平均値	23.2	平均値	12	平均値
	III	55.1		24.7		9	
	IV	55.2		53.1	25.2	8	10.5
23年	I	52.8	年間	24.9	年間	7	年間
	II	53.8	平均値	22.8	平均値	8	平均値
	III	49.9		23.5		6	
	IV	52.2		52.2	23.0	5	6.5
24年	I	52.4	年間	25.0	年間	5	年間
	II	52.3	平均値	28.3	平均値	6	平均値
	III	54.0		52.9		6	
	IV	52.9			27.7	6	5.8
25年	I	53.7	年間	31.5	年間	6	年間
	II	55.6	平均値	33.0	平均値	5	平均値
	III	55.4		55.0		3	
	IV	55.4			33.9	0	3.5
26年	I	54.9	年間	37.7	年間	-1	年間
	II	54.8	平均値	35.9	平均値	0	平均値
	III	56.0		54.8		-1	
	IV	53.7			37.0	-1	-0.8
27年	I	55.4	年間	38.0	年間	-2	年間
	II	53.9	平均値	38.4	平均値	0	平均値
	III	54.7		55.0		-1	
	IV	55.9			38.5	-1	-1.0
28年	I	55.3	年間	37.6	年間	-2	年間
	II	56.4	平均値	38.8	平均値	-2	平均値
	III	55.1		55.4		-3	
	IV	54.9			39.1	-3	-2.5
29年	I	55.3	年間	40.8	年間	-3	年間
	II	53.7	平均値	40.6	平均値	-5	平均値
	III	53.3		54.3		-5	
	IV	54.8			40.5	-7	-5
30年	I	55.1			41.5	-7	

(出典) 財務省「法人企業統計」、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」、日本銀行「短期経済観測調査(短観)」

有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用事業者数) 平成 31 年度 71,733 の内数 平成 32 年度 71,087 の内数 ※平成 28 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業実態基本調査等より推計
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約 6 割となっており(平成 28 年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資を着実に後押ししている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制がある。 商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。 また、中小企業経営強化税制については、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合により効果の高い措置(即時償却等)を利用できる税制となっている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	一
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	一
	要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。
負担軽減措置等の適用実績	【適用件数】 平成 26 年度: 61,538 件の内数 平成 27 年度: 63,342 件の内数 平成 28 年度: 73,705 件の内数 【減収額】 平成 26 年度: 761 億円の内数 平成 27 年度: 825 億円の内数 平成 28 年度: 1,182 億円の内数 【中小企業投資促進税制の利用業種】	(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>【平成 28 年度】</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>(道府県民税)</td><td>特別償却</td><td>約 45 億円の内数</td><td>税額控除</td><td>約 9 億円の内数</td></tr> <tr> <td>(事業税)</td><td>特別償却</td><td>約 369 億円の内数</td><td>税額控除</td><td>—</td></tr> <tr> <td>(市町村民税)</td><td>特別償却</td><td>約 137 億円の内数</td><td>税額控除</td><td>約 27 億円の内数</td></tr> <tr> <td>(地方法人特別税)</td><td>特別償却</td><td>約 159 億円の内数</td><td>税額控除</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	(道府県民税)	特別償却	約 45 億円の内数	税額控除	約 9 億円の内数	(事業税)	特別償却	約 369 億円の内数	税額控除	—	(市町村民税)	特別償却	約 137 億円の内数	税額控除	約 27 億円の内数	(地方法人特別税)	特別償却	約 159 億円の内数	税額控除	—
(道府県民税)	特別償却	約 45 億円の内数	税額控除	約 9 億円の内数																	
(事業税)	特別償却	約 369 億円の内数	税額控除	—																	
(市町村民税)	特別償却	約 137 億円の内数	税額控除	約 27 億円の内数																	
(地方法人特別税)	特別償却	約 159 億円の内数	税額控除	—																	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約 6 割の企業の投資判断を後押したとのアンケート結果がある。																				
前回要望時の達成目標	<p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。</p>																				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>中小企業の業況は持ち直しつつあるが、直近では弱い動きがみられており、売上高も伸び悩んでいる。また、世界経済リスク等を背景として先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は減少・横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。</p> <p>税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企業割合等は改善しているが、先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向は不安定な状況にある。</p>																				
これまでの要望経緯	<p>平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自車：車両総重量8t以上→3.5t以上）</p> <p>平成12年度 1年間の延長（平成13年5月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成14年度 2年間の延長（平成16年3月迄の適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ</p> <p>平成16年度 2年間の延長（平成18年3月迄の適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長（平成20年3月迄の適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加）</p> <p>平成20年度 2年間の延長（平成22年3月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成22年度 2年間の延長（平成24年3月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成24年度 2年間の延長（平成26年3月迄の適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）</p> <p>平成26年度 3年間の延長（平成29年3月迄の適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充）</p> <p>平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長（平成31年3月迄の適用期間の延長）</p>																				